

○船橋市産業振興基本条例

平成19年3月30日
条例第11号

船橋市産業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、産業の発展が地域の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の安定及び強化並びに産業の健全な発展を促進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (2) 商店街 市内において小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (3) 経済団体 商工会議所、商店会連合会、地域工業団体連合会、農業協同組合、漁業協同組合その他の経済活動にかかわる団体をいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力をもとに、市、事業者、経済団体及び市民が協力し、総合的なまちづくりの観点から推進していくことを基本理念とする。

2 前項に規定するもののほか、産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進していくものとする。

- (1) 商業については、商店街と大規模小売店舗との共存共栄による活性化を図るとともに、商店街のにぎわい及び交流の場の創出並びに消費者の利便の向上のための環境整備等を推進すること。
- (2) 工業については、良好な操業環境及び人材の確保に努めるとともに、既存企業の高度化をはじめ、異業種及び大学等との連携及び交流を図り、新たな事業の創出及び起業家の育成を推進すること。
- (3) 農業については、優良な農地を確保し、安全かつ安心な農畜産物の供給を奨励するとともに、農地の持つ多面的機能を活かした、活力ある都市型農業の振興を目指すこと。
- (4) 漁業については、漁場環境を整備し、時代に対応した漁業を振興すること。
- (5) 観光については、地域の資源を活用するとともに、にぎわいの創出による地域経済の活性化を図るよう振興すること。
- (6) その他地域の特性及び産業の集積を活かした新産業の振興及び創出を図ること。

(市の役割)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる産業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 事業者の経営基盤を安定させるための施策
- (2) 商店街の活性化のための施策
- (3) 地域工業の活性化のための施策
- (4) 優良農地の確保及び整備並びに活力ある農業経営の実現に向けての施策
- (5) 新鮮で安全かつ安心な農畜産物の供給のための施策
- (6) 漁業経営の向上及び安定を図るための施策

- (7) 勤労者の福利厚生の上を図るための施策
- (8) 観光客を増加させるための施策
- (9) その他市長が必要があると認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、国、千葉県及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、事業者、経済団体及び大学等との連携及び協力を努めるものとする。

(事業者等の役割)

第5条 事業者は、生活環境との調和並びに市民生活の安定及び安全確保に配慮し、自らの創意工夫により経営基盤の安定及び強化、経営の革新、人材の育成、従業員の福利厚生の実現等に努めるものとする。

2 事業者は、産業の振興の中心的役割を果たす商工会議所、商店会、工業団体等に積極的に加入するよう努めるとともに、市及び経済団体が行う産業の振興のための事業に参加し、協力するよう努めるものとする。

3 商店街において事業を営む者は、商店会が地域のにぎわい及び交流の場を提供する事業を実施するときは、応分の負担等により、当該事業に協力するよう努めるものとする。

4 経済団体は、事業者の事業活動に関する支援を行うとともに、市等と協力し、産業の振興のための施策を実施するよう努めるものとする。

5 事業者及び経済団体は、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。

(市民の協力)

第6条 市民は、産業の発展が自らの生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを認識し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(産業の振興の推進に当たっての措置等)

第7条 市長は、産業の振興の推進に当たっては、事業者、経済団体、学識経験者等の意見を聴くとともに、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。